収　入

印　紙

浄化槽維持管理一括契約書

浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）について、浄化槽管理者（以下「甲」という。）、浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）、浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）及び浄化槽法（以下「法」という。）に基づく埼玉県知事指定検査機関（以下「丁」という。）は以下のとおり契約する。

　　　年　　　月　　　日

表１　対象となる浄化槽

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | ※甲の住所と設置場所が同じ場合省略可 | | | | |
| 施設名称 | 電話　　　　－　　　　－  ※甲の住所と施設名称が同じ場合省略可 | | | | |
| 浄化槽の種類 | 単独 ・ 合併 | 処理方式 | 方式 | | |
| メーカー |  | 型　　式 |  | 人　槽 | 人 |

表２　基本となる委託料と維持管理方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約期間 | | 令和　　　　年　　　　月　　　　日　　～　　令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 内  訳  法定検査手数料※２  （法第１１条検査） | 保守点検料金※１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円／ | |
| 保守点検月・回数　　　　　　 １・２・３・４・５・６・７・８・９・１０・１１・１２　　　　　年　　　回 | |
| 清掃料金※１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円／ | |
| 清掃月・回数　　　　　　　　 １・２・３・４・５・６・７・８・９・１０・１１・１２　　　　　年　　　回 | |
| 円／回 | |
| 法定検査月・回数　　　　　　 １・２・３・４・５・６・７・８・９・１０・１１・１２　　　　　年　１　回 | |
| 支払方法 | |  |
| 備　　考 | |  |

※１保守点検料金及び清掃料金は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額

※２法定検査手数料（法第11条検査）については、取引に係る消費税及び地方消費税は非課税

（委託業務の内容）

第１条　甲は、表１の浄化槽について、保守点検を乙に、清掃を丙に、法第１１条に定める法定検査を丁に委託する。

（法令の遵守）

第２条　乙、丙及び丁は、表１の浄化槽を維持管理するに当たり、甲の指示に従い、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、委託された業務を履行しなければならない。

（作業記録の提示）

第３条　乙又は丙は、表１の浄化槽の保守点検記録又は清掃記録のうち、法定検査に必要な事項を甲に代わって丁に通知するものとする。

（検査結果書の送付）

第４条　丁は、表１の浄化槽の法定検査の検査結果書を甲に送付するとともに、その写しを乙及び丙に送付するものとする。

２　乙は、前項の写しの内容について、必要があると認めるときは、甲に対し助言をするものとする。

（保守点検業者と清掃業者の連絡）

第５条　乙は、保守点検の結果、清掃が必要であると判断したときは、その旨丙に連絡する。この場合、丙は、甲の承認を得て清掃を行う。

（委託料）

第６条　委託料は、表２に掲げる額とする。

契約窓口業者用

２　機器の交換若しくは修理など通常の保守点検以外の金額、通常の引き出し量を超える汚泥の引き出しに要する金額又は表２に掲げる回数を超える保守点検若しくは清掃に要する金額については、本契約には含まないものとする。

３　前項に掲げる作業等を行う必要がある場合は、乙又は丙が甲と協議し、その作業に係る金額及び支払い方法を決定の上、その作業を実施するものとする。

（委託料の支払）

第７条　甲は、委託料を表２に掲げる支払方法により契約の窓口となる業者に支払う。

２　契約の窓口となる業者は、前条１項に定める委託料のうち、乙、丙又は丁が行った業務に相当する額を乙、丙又は丁に支払う。

（委託契約期間）

第８条　契約期間は、表２に掲げる期間とする。ただし、契約満了の日の２か月前までに当事者が解約の意思表示をしないときは更に１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（権利義務の譲渡）

第９条　乙、丙及び丁は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（暴力団の排除）

第１０条　甲が次のいずれかに該当するときは、乙、丙及び丁が協議の上契約を解除することができる。

一　役員等（甲が個人である場合にはその者を、甲が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（契約の変更）

第１１条　この契約書に定める事項の変更、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上決定するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第１２条　乙、丙及び丁は、この契約書に記載された事項及び契約を履行する上で知り得た個人情報について乙、丙及び丁における個人情報保護規定等を遵守し、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理をするものとする。

この契約の成立を証するため本書を２通作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲及び契約の窓口となる業者が所持し、他の者はその写しを所持する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 甲 | 浄化槽管理者  設置者又は使用者  設置者又  は管理者 | 印  住所  氏名又は名称※４  電話 |
| ※３ | 乙 | 保守点検業者 | 印  住所  氏名又は名称※４  電話 |
| ※３ | 丙 | 清掃業者 | 印  住所  氏名又は名称※４  電話 |
|  | 丁 | 指定検査機関 | 埼玉県さいたま市大宮区上小町１４５０－１１  住所  氏名又は名称※４  電話  　　　　　　　　　　一般社団法人埼玉県環境検査研究協会  　　代表理事　　　 野　口　裕　司  　 　　　　　　　　(代表)　０４８－６４９－１１５１ |

2020\_10

※４　法人の場合は、法人名称及び代表者名

※３　契約窓口業者は、◎を記入する

収　入

印　紙

浄化槽維持管理一括契約書

浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）について、浄化槽管理者（以下「甲」という。）、浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）、浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）及び浄化槽法（以下「法」という。）に基づく埼玉県知事指定検査機関（以下「丁」という。）は以下のとおり契約する。

　　　年　　　月　　　日

表１　対象となる浄化槽

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | ※甲の住所と設置場所が同じ場合省略可 | | | | |
| 施設名称 | 電話　　　　－　　　　－  ※甲の住所と施設名称が同じ場合省略可 | | | | |
| 浄化槽の種類 | 単独 ・ 合併 | 処理方式 | 方式 | | |
| メーカー |  | 型　　式 |  | 人　槽 | 人 |

表２　基本となる委託料と維持管理方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約期間 | | 令和　　　　年　　　　月　　　　日　　～　　令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 内  訳  法定検査手数料※２  （法第１１条検査） | 保守点検料金※１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円／ | |
| 保守点検月・回数　　　　　　 １・２・３・４・５・６・７・８・９・１０・１１・１２　　　　　年　　　回 | |
| 清掃料金※１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円／ | |
| 清掃月・回数　　　　　　　　 １・２・３・４・５・６・７・８・９・１０・１１・１２　　　　　年　　　回 | |
| 円／回 | |
| 法定検査月・回数　　　　　　 １・２・３・４・５・６・７・８・９・１０・１１・１２　　　　　年　１　回 | |
| 支払方法 | |  |
| 備　　考 | |  |

※１保守点検料金及び清掃料金は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額

※２法定検査手数料（法第11条検査）については、取引に係る消費税及び地方消費税は非課税

（委託業務の内容）

第１条　甲は、表１の浄化槽について、保守点検を乙に、清掃を丙に、法第１１条に定める法定検査を丁に委託する。

（法令の遵守）

第２条　乙、丙及び丁は、表１の浄化槽を維持管理するに当たり、甲の指示に従い、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、委託された業務を履行しなければならない。

（作業記録の提示）

第３条　乙又は丙は、表１の浄化槽の保守点検記録又は清掃記録のうち、法定検査に必要な事項を甲に代わって丁に通知するものとする。

（検査結果書の送付）

第４条　丁は、表１の浄化槽の法定検査の検査結果書を甲に送付するとともに、その写しを乙及び丙に送付するものとする。

２　乙は、前項の写しの内容について、必要があると認めるときは、甲に対し助言をするものとする。

（保守点検業者と清掃業者の連絡）

第５条　乙は、保守点検の結果、清掃が必要であると判断したときは、その旨丙に連絡する。この場合、丙は、甲の承認を得て清掃を行う。

（委託料）

第６条　委託料は、表２に掲げる額とする。

浄化槽管理者用

２　機器の交換若しくは修理など通常の保守点検以外の金額、通常の引き出し量を超える汚泥の引き出しに要する金額又は表２に掲げる回数を超える保守点検若しくは清掃に要する金額については、本契約には含まないものとする。

３　前項に掲げる作業等を行う必要がある場合は、乙又は丙が甲と協議し、その作業に係る金額及び支払い方法を決定の上、その作業を実施するものとする。

（委託料の支払）

第７条　甲は、委託料を表２に掲げる支払方法により契約の窓口となる業者に支払う。

２　契約の窓口となる業者は、前条１項に定める委託料のうち、乙、丙又は丁が行った業務に相当する額を乙、丙又は丁に支払う。

（委託契約期間）

第８条　契約期間は、表２に掲げる期間とする。ただし、契約満了の日の２か月前までに当事者が解約の意思表示をしないときは更に１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（権利義務の譲渡）

第９条　乙、丙及び丁は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（暴力団の排除）

第１０条　甲が次のいずれかに該当するときは、乙、丙及び丁が協議の上契約を解除することができる。

一　役員等（甲が個人である場合にはその者を、甲が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（契約の変更）

第１１条　この契約書に定める事項の変更、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上決定するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第１２条　乙、丙及び丁は、この契約書に記載された事項及び契約を履行する上で知り得た個人情報について乙、丙及び丁における個人情報保護規定等を遵守し、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理をするものとする。

この契約の成立を証するため本書を２通作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲及び契約の窓口となる業者が所持し、他の者はその写しを所持する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 甲 | 浄化槽管理者  設置者又は使用者  設置者又  は管理者 | 印  住所  氏名又は名称※４  電話 |
| ※３ | 乙 | 保守点検業者 | 印  住所  氏名又は名称※４  電話 |
| ※３ | 丙 | 清掃業者 | 印  住所  氏名又は名称※４  電話 |
|  | 丁 | 指定検査機関 | 埼玉県さいたま市大宮区上小町１４５０－１１  住所  氏名又は名称※４  電話  　　　　　　　　　　一般社団法人埼玉県環境検査研究協会  　　代表理事　　　 野　口　裕　司  　 　　　　　　　　(代表)　０４８－６４９－１１５１ |

2020\_10

※４　法人の場合は、法人名称及び代表者名

※３　契約窓口業者は、◎を記入する